

2011年度医事法

第9回 2011年6月21日火10時20分

22番教室

樋口範雄・児玉安司

nhiguchi@j.u-tokyo.ac.jp

こちらのサイトで

- <https://sites.google.com/site/higuchi2011/2011nendo--iji-hou/kougi-shiryou>
- 東京大学オープンコースも復活
- <http://ocw.u-tokyo.ac.jp/>

- 4月5日 授業の進め方と判例28(クロロキン薬害訴訟)板持
12日 休講(入学式のため)
19日 判例29(ステロイド剤注射)西田 判例30(薬害エイズ)中川翔太
26日 判例31(健康食品)渡辺 判例32(同意入院)浅岡
- 5月10日 判例33(精神障害者の自殺)淵上 判例34(院外他害行為)下山
17日 判例35(院内他害行為2)坂下 判例36(他害行為と保護者)伊勢
24日 判例37(ロボットミ手術)小西・秋元
判例38(死後精子移植)小倉
31日 判例39(墮胎・遺棄致死)橘 判例40(性転換手術)社本・田中
- 6月7日 判例41(東海大学事件)杉浦・内堀 判例42(人工呼吸器外し)西村
14日 判例43(腎移植)廣瀬・坂田 判例44(輸血拒否事件)新井
21日 判例45(採尿検査)西田 判例46(病理解剖標本)小林・松田
29日 判例47(中絶胎児の廃棄)鈴木・王
判例48(中性子線と実験的医療)射手矢
- 7月5日 判例49(臨床試験とプロトコル)佐藤 判例50(同意)市川・木村
12日 判例51(治験と贈収賄)飯田 判例52(後発薬品)柿本 ??

東京都立病院倫理委員会報告 平成23年3月

● http://www.byouin.metro.tokyo.jp/hokoku/rinri/documents/2303_yuketsu.pdf

1 最高裁判決は影響を与えているか

2 ガイドラインの性格は

3 次のような事例はどうなるか

①患者30歳 輸血拒否 家族(配偶者・両親)も

②患者30歳 輸血拒否 家族はすべて反対 *1歳の子

③患者14歳 輸血拒否 家族(両親)も

④患者14歳 輸血拒否 家族はすべて反対

- 6月21日
- 判例45(採尿検査)西田
- 判例46(病理解剖標本)小林・松田

医療の法律相談39

同棲相手と口論になり、ナイフによって右腰背部に刺創を負った女性患者Aさんが、B医療法人の開設するC総合病院に搬送されてきました。出血が多く、意識は清明であったものの少し興奮し、「自分でナイフを刺した」「痛くないの、らせて。」「彼に振り向いてほしくて刺したのに。」などと述べていました。刺創。刺創が腎臓に達していると必ず血尿がでることから、救急当直のD医師はんに尿検査を勧めたところ、Aさんが強く拒むので、とりあえずCT検査等の画像診断を実施したところ、腎臓のそばには空気が入っており、腹腔内の血はなさそうであったものの、急性期のためいまだ出血していないことも十分りうると考えられました。D医師はAさんに、採尿が必要であることを30分間分間にわたって説得を続け、結局、止血のため縫合手術をすること、麻酔をすること、麻酔中は採尿のためにカテーテルをいれることを説明した上で、酔をかけました。D医師は麻酔下で縫合手術を行うとともに、導尿管(カテーテル)を挿入して採尿し、Aさんの言動から薬物による影響の可能性もあると判断して薬物検査を実施したところ、覚せい剤の陽性反応が検出されました。D医師は、駆けつけたAさんの両親に対して事情を説明した上で、Aさんの尿から覚せい剤の陽性反応が出ていると警察に通報しました。警察官つけてD医師に事情を聞きたいといっています。C総合病院のE院長としては、患者さんの個人情報をごくまで話してよいものか、そもそも警察に通報しよかったかどうか、判断がつかずに困っています。どうしたらいいのでしょうか。つたかどうか、判断がつかずに困っています。どうしたらいいのでしょうか。

医療の法律相談48

A医師は、急性虫垂炎の患者Bの手術をしましたが、手術後、Bは急死してしまいました。死亡原因を明らかにするために、Bの遺族の承諾を得ることなく、死後針組織病理診断(ネクロプシー)を行って死因を究明するため、遺体に針を穿刺し肝細胞を採取しました。肝細胞は大学病院の病理学教室のC医師のもとに送られました。A医師らは、腹膜炎から敗血症ショックに至った原因が、単なる虫垂炎ではなくライ症候群ではないかという疑いをもったからです。ところが、後にこれを知った遺族から、このような組織の採取自体が違法であるとして慰謝料請求とともに、採取した組織の返還が求められました。このような場合、A医師および病理学教室のC医師はどのようにすべきだったのでしょうか。

続・医療と法を考える第7章

人体試料と法 異なる結果となった裁判

東京地方裁判所判決平成12年11月24日判例時報1738号80頁。

東京地方裁判所判決平成14年8月30日判例時報1797号68頁。

東京高等裁判所判決平成15年1月30日(判例集未登載だが、佐藤雄一郎「病理解剖標本の無承諾保存事件」宇都木伸＝町野朔＝平林勝政＝甲斐克則編『医事法判例百選』100-101頁(有斐閣・2006年)で詳しく紹介されている)。なお、遺族はさらに上告したが、上告棄却・不受理となり確定している。

樋口範雄「人体試料と法—適正な利用のためのルール作り」*医学のあゆみ*222巻2号127－130頁(2007年7月14日号)特集「人体試料の研究・教育・医療での利用—その現状と問題点」の中で

樋口範雄「研究倫理」『*病理と臨床*』27巻臨時増刊号『*病理学と社会*』「第3部 社会における病理学 2. 研究倫理」310-315頁(文光堂・2009年)

問

- 新しい血液検査機器Pが開発され、A大学病院では、それが従来の機器Qと比べ、実際にどれだけ有意義かを調べたいと考え、次のような計画を倫理委員会に提出した。
 - ①診療で採血された血液の残検体を利用
 - ②残検体は匿名化
 - ③このような比較試験を行っていることを病院のホームページに掲示
- 問 倫理委員会はこの計画をどうすべきか？